

13 環境省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1010050	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	<p>狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃刀法により技術能力を有していると認められている銃砲所持許可を有する者について、銃猟の免許試験において、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、野生鳥獣による農林業被害が年間約9億円と甚大であり、新たな狩猟者、特に銃猟免許所持者の確保が喫緊の課題となっている中、狩猟者確保について、できる限りの対策をとるべきと考えている。 ・そのために、狩猟免許試験における受験者の負担軽減が必要と考え、銃刀法に基づく技能検定や定期的な技能講習で確認されている項目について免除を求めるものである。 ・本提案は、一定の安全性は確保した上で、受験者の負担軽減を図る取り組みを実施し、狩猟者の増加を図ろうとする趣旨である。 		兵庫県	兵庫県	環境省
1010060	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ)に関し、狩猟期間中に「わな」による捕獲をすることができることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、野生鳥獣による農林業被害が年間約9億円と甚大で、有害鳥獣捕獲等により対策をとってはいるが、猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができなため被害低減には至っておらず、鳥獣保護区の指定を更新しようとする際、強い反発を受けることがある。 ・このような鳥獣保護区内について、鳥獣の営業放棄等につながらないよう当該鳥獣保護区の状況等を十分把握した上で、特定鳥獣(シカ、イノシシ)を、特定猟法(わな)により、狩猟により捕獲ができるよう要望するものである。 ・農林業被害等による鳥獣保護区廃止論もある中、一定の規制緩和を行うことこそが、鳥獣保護区制度の安定的な存続につながると考える。 		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1010080	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物である剪定枝等の再生利用事業を効果的に推進するためには、市町域を超える収集運搬が必要であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用が進んでいない。 ・このため、食品廃棄物と同様に、剪定枝等の再生利用が担保されている場合には、主務大臣が再生利用事業計画を認定することにより、関係市町の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を認め、剪定枝等の再生利用を促進したい。 		兵庫県	兵庫県	環境省
1015030	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査のための届出の免除	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー源を用いて発電を行う3,000㎡以上の施設について、次の①、②及び③のすべてに該当する場合は、土壌汚染対策法第4条の届出は不要とする。 ①土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。 ②土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更をしない。 ③深さ50cm以上の土地の形質の変更に係る部分の合計が3,000㎡未満であること。	電力会社が、固定価格で長期間、電力を買い取る制度(再生可能エネルギー固定価格買取制度)が平成24年7月から始まった。この制度は、27年6月までの固定買取価格はプレミアム価格を設定することになっており、その後は、順次価格は下落していく。従って、再生可能エネルギー源を用いた発電事業を一層促進するためには、27年6月までに特定契約の申込みを電力会社に行い受理される必要がある。そこで、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー源を用いて発電を行う3,000㎡以上の施設について、①施設設置区域外へ土壌を搬出せず、②当該工事中も散水等により土壌の飛散を防止するとともに沈砂池の設置により土壌の流出も防ぎ、③深さ50cm以上の土地の形質の変更に係る部分の合計が3,000㎡未満である場合には、土壌汚染対策法第4条の届出を不要とすることにより、土壌汚染防止を図りながら、再生可能エネルギーの利用拡大(27年6月までの発電事業化)を図ることができる。		愛知県	愛知県	環境省

13 環境省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1015050	地方公共団体が特定外来生物の防除を行う場合の主務大臣の確認の不要	狩猟や有害鳥獣捕獲において捕獲された特定外来生物(アライグマ、ヌートリアなど)を殺処分するための運搬について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく主務大臣の「確認」を不要とすること。	地方公共団体が、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲において、捕獲した特定外来生物を処分場に運搬する等の防除を行う場合、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条に基づき主務大臣の「確認」を受ける必要がある。この主務大臣の「確認」は、自治体ごとに受ける必要があり、その際の事務手続きが非常に煩雑であり、農作物被害軽減対策に支障があるため。		愛知県	愛知県	環境省・農林水産省